# 東京都内の事業者の皆さんへ!

令和2年度 第7回



# 自転車安全利用TOKYOセミナー



自転車は手軽で、利便性が高く、都民生活や事業活動に重要な役割を果たしています。一方で、自 転車事故の多発や道路への放置等の問題があり、都民の安全な生活を妨げています。

東京都の自転車安全利用条例では、都内の各事業者の方々に、努めて**従業員に対する自転車の安全** 利用に関する研修や情報提供等の必要な措置を講することが定められており、平成 29 年2月1日から、事業者の方々に、「自転車安全利用推進者」を選任する努力義務等が定められました。

また、<u>令和2年4月1日</u>から、都内の自転車利用者を対象とし<u>自転車利用中の事故により、他人に</u> ケガをさせてしまった場合などの損害を賠償できる保険等への加入が義務となりました。

自転車の交通ルールや自転車安全利用研修のノウハウを学び、一人ひとりが安全利用を推進する担い手となりましょう。

#### ◆ 開催日時 ◆

令和3年2月19日(金曜日) 午後2時00分から午後4時40分まで

(※受付開始:午後1時30分から)

#### ◆ 開催場所 ◆

新宿NSビル 3階 南ブロック 3-D会議室 (新宿区西新宿2丁目4番1号)

※地図は裏面をご覧ください。

### ◆ 対象者 ◆

都内の事業者等 22名

#### ◆ 主な内容(予定)◆

- (1) 事故・ヒヤリハットから考える自転車の安全利用推進
- (2) 自転車安全利用研修の実施方法について
- (3) 自転車と保険
  - ※ 内容は一部変更になる場合がございます。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となる場合がございます。 前日にホームページ等でご確認下さい。



# 参加者特典

・「研修用DVD」・「自転車安全利用宣言証」 を参加者全員にプレゼントします。

また、希望により東京都ホームページに事業所名の公表や セミナー修了証の発行等の特典が受けられます。





#### 東京都都民安全推進本部

# 総合推進部 交通安全課 行

E-mail: S1060104@section.metro.tokyo.jp

#### ◆ 申込みについて ◆

【申込方法】

次の参加申込書に必要事項を記入し、Eメール、郵便いずれかの方法でお申込みください。 〒163-8001

東京都都民安全推進本部 交通安全課 (住所不要)

(電話) 03-5388-3124

(メール) S1060104@section,metro.tokyo.jp

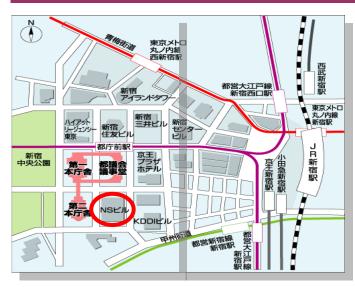
【申込期限】

令和3年2月12日(金曜日)

【備考】

- ※御参加いただける場合は、特にお知らせはいたしません。当日会場までお越しください。
- ※申込された方の個人情報は、本事業の範囲内で使用し、それ以外の目的には使用しません。

## ◆ 会場への来場方法について ◆



#### ■会場への来場方法■

- ・ J R線・京王線・小田急線・東京メトロ丸の内線 新宿駅「南口」「西口」より徒歩約7分
- 都営地下鉄線(新宿線)・京王新線 新宿駅「新都心口」より徒歩約6分
- ・西武線(新宿線)西武新宿駅より徒歩約15分
- 都営地下鉄線(大江戸線)都庁前駅A3出口より徒歩約3分
- 駐車場は地下1階にございますが、30分あたり 300円の使用料金がかかります。

## ■ ■「自転車安全利用TOKYOセミナー」参加申込書 ■ ■

事業者名			
電話			
Eメール	(※アドレスは誤りのないよう、はっきりとご記入下さい。)		
セミナー御参加者	役 職	氏 名	
自転車安全利用推進事業者制度こついて	(1)登録している (	(2) 登録を希望する	(3)登録を希望しない
備考	(※事務局に御連絡がある場合は、	その内容を御記入ください)	